

緊急告知ラジオシステム保守点検業務委託 仕様書

本業務委託は、本仕様書及び魚沼市委託契約条項（令和4年度魚沼市告示第159号）に従い実施するものとする。なお、実施にあたっては、魚沼市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、情報資産を適正に取り扱うこととし、情報セキュリティ特記事項を遵守すること。

1 業務目的

本仕様書は、緊急告知ラジオシステムの適正な運用を確保するとともに、設備及び機器の正常な動作を維持するための保守点検業務に適用する。

2 履行期間等

番 号：7 魚防第3号

業 務 名：緊急告知ラジオシステム保守点検業務委託

履行期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。(365日)

3 保守業務内容

受注者は、契約期間において、次の各号に掲げる保守業務を行うものとする。

- (1) 現用機（Jアラート受信機・自動起動装置・放送設置制御器）に故障があった場合の代替機器の貸出及び交換作業
- (2) 不具合・障害に関する問合せ対応
- (3) 機器及びシステムの取扱いに関する問合せ対応
- (4) ソフトウェア及び機器の不具合や故障の修繕
- (5) 放送設置制御装置に係る機器の不具合及び故障の修繕並びに問合せ対応

4 点検業務内容

受注者は、令和7年8月31日までに次の各号に示す点検業務を実施すること。なお、点検の結果は、令和7年9月30日までに報告書に取りまとめて発注者へ提出すること。

- (1) Jアラート自動告知システム点検
 - ・システム正常性確認
 - ・作業前バックアップ
 - ・外観検査・清掃
 - ・機能検査（受信機）
 - ・機能検査（ネットワークオーディオアダプター）
 - ・機能検査（自動告知システム）
 - ・Jアラート受信機による起動試験
 - ・作業後バックアップ
 - ・作業後チェック
- (2) 緊急割込システム点検
 - ・システムの正常性確認
 - ・ピングテスト（演奏所側）
 - ・ピングテスト（庁舎側）

- ・アナログ伝送特性確認

- ・起動試験

5 本業務に含まない事項

- (1) 接続機器及びシステム変更等に伴う対応
- (2) 機器の移設に伴う設定及び検査作業
- (3) OS 等の基本ソフトの瑕疵に伴う修復作業
- (4) システムの仕様変更に伴うソフトウェアのバージョンアップ作業
- (5) その他、消防庁又は発注者からの要求に伴う作業
- (6) 天災、不可抗力、発注者における不適切な取扱いによる故障、損傷の修復作業
- (7) UPS用バッテリー機器の交換作業及びバッテリー機器
- (8) 上記(1)から(7)に係る旅費交通費

6 修繕及び問合せの対応

- ① 受注者が対応する修繕及び問い合わせは、原則として土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く平日の午前9時から午後5時までの間とする。
- ② ①に関わらず、発注者から緊急時の要請があった場合、受注者はこれに対応するものとし、あらかじめ緊急時の担当者連絡先を提出するものとする。

7 受注者にアクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法

受注者は、本設備の情報機器に本庁舎及び各基地局等にアクセスし、本業務を行うものとする。

8 報告

- (1) 点検業務の報告は、次の各号によること。

- ① 報告書の提出期限は、上記4に示すとおりとする。
- ② 報告書は出来る限り見やすい様式、わかりやすい表現とすること。
- ③ その他、受注者は発注者が要求するデータ資料を速やかに提出するものとする。

- (2) 保守業務の報告については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間とする。なお、報告書の提出は、期間終了までに行うものとする。

- (3) 保守管理上の助言等がある場合には、その旨速やかに報告又は連絡するものとする。

9 その他

- (1) 保守及び点検において実施した作業内容は、作業種別ごとに写真を撮影し、報告書に添付して提出すること。
- (2) 積算にあたっては、上記3及び4の業務にかかる旅費交通費を含むものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については発注者と受注者において別途協議して決定する。